

# 四半期報告書

(第65期第3四半期)

株式会社 オンワードホールディングス

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	39

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月13日

【四半期会計期間】 第65期第3四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

【会社名】 株式会社オンワードホールディングス

【英訳名】 ONWARD HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 廣 内 武

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

【電話番号】 03 (3272) 2317 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 専務取締役  
財務・監査担当 吉 沢 正 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

【電話番号】 03 (3272) 2317 (ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 専務取締役  
財務・監査担当 吉 沢 正 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第64期 第3四半期 連結累計期間	第65期 第3四半期 連結累計期間	第64期 第3四半期 連結会計期間	第65期 第3四半期 連結会計期間	第64期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 9月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	183,095	182,484	66,677	68,790	244,550
経常利益 (百万円)	10,054	12,197	7,278	9,705	10,497
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,687	4,358	3,518	4,281	2,722
純資産額 (百万円)	—	—	157,597	154,639	158,744
総資産額 (百万円)	—	—	291,897	285,079	281,642
1株当たり純資産額 (円)	—	—	995.62	978.56	1,002.34
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	29.92	27.81	22.45	27.32	17.38
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	29.75	27.60	22.32	27.10	17.28
自己資本比率 (%)	—	—	53.4	53.8	55.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,699	2,531	—	—	11,206
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,724	△174	—	—	△5,151
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,472	△5,589	—	—	△9,271
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	24,310	25,260	28,634
従業員数 (名)	—	—	3,915	3,906	3,910

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(名)	3,906 [11,989]
---------	-------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数を表示しています。

2 従業員数欄の[外書]は、当第3四半期連結会計期間の臨時従業員数の平均雇用人員です。

### (2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(名)	36 [9]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員数を表示しています。

2 従業員数欄の[外書]は、当第3四半期会計期間の臨時従業員数の平均雇用人員です。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、他の報告セグメントについては、生産実績を定義することが困難なため「生産実績」は記載していません。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
アパレル関連事業	14,113	97.1

(注) 1 金額は、製造原価によっています。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

#### (2) 受注実績

当社グループは、ほとんどが受注生産ではなく見込生産を行っています。

また、受注生産につきましても、同一品目において受注生産と見込生産を行っており、区分して算出するのは困難なため、記載を省略しています。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)	
アパレル関連事業	紳士服	12,558	103.4
	婦人服	39,470	104.3
	子供服	1,635	101.7
	その他	11,266	98.7
	計	64,931	103.1
その他の事業	3,859	104.9	
合計	68,790	103.2	

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日～平成23年11月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から着実な回復傾向にあるものの、欧州の債務危機による世界経済の減速懸念や円高の長期化などにより依然として先行き不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、震災直後の消費の落ち込みからは、復興需要などにより回復基調にあるものの、天候不順の影響などもあり、全般的には厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは、国内事業は株式会社オンワード樫山を中心に、商品提案力と店舗販売力を強化し収益性の向上に努めたことにより、上期の震災の影響を吸収し大幅な増益となりました。また、海外事業は欧州地区、アジア地区の成長戦略が順調に進み増収増益となりました。

以上の結果、連結売上高は687億90百万円（前年同期比3.2%増）、連結営業利益は97億51百万円（前年同期比39.4%増）、連結経常利益は97億5百万円（前年同期比33.3%増）、連結四半期純利益は42億81百万円（前年同期比21.7%増）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりです。

##### ① アパレル関連事業

国内事業につきましては、株式会社オンワード樫山において、基幹ブランドを中心に、ブランド横断企画の戦略商品提案、新規出店ならびにリニューアルによる売上拡大を図ったことにより第3四半期の期間業績は増収増益となりました。他の国内アパレル子会社においても、収益拡大の施策を進め計画どおりの業績を達成しました。

海外事業につきましては、欧州地区の業績が大幅に改善するとともに、アジア地区、北米地区も順調に推移しました。

##### ② その他の事業

リゾート関連事業につきましては、市場の回復は進んでいるものの、震災の影響により前年を下回る結果となりましたが、サービス関連事業につきましては、ファッション物流事業のアクロストラנסポート株式会社ならびに商業施設の設計・施工事業の株式会社オンワードクリエイティブセンターの両社は、第3四半期の期間業績が回復し増収増益となりました。

##### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ34億37百万円増加し、2,850億79百万円となりました。これは売上債権およびたな卸資産の増加等によるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ75億41百万円増加し、1,304億40百万円となりました。これは主に仕入債務、未払法人税等の増加によるものです。純資産は41億4百万円減少し、1,546億39百万円となり、自己資本比率は、53.8%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が81億61百万円となりましたが、第3四半期連結会計期間末の特徴である売上債権、たな卸資産の季節要因による増加等の支出があり17百万円の収入（前年同期は13億32百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、売場設備への投資および投資有価証券の取得等があったものの、土地の売却収入等により44億10百万円の収入（前年同期は5億77百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金が多いため6億48百万円の収入（前年同期は12億5百万円の収入）となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末における現金および現金同等物は第2四半期連結会計期間末に比べて47億64百万円増加し、252億60百万円となりました。

### (4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。なお、当社は「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めています。基本方針等の概要につきましては、次のとおりです。

(会社の支配に関する基本方針)

#### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### 2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針に定めています。

中長期的な経営戦略は、グローバルな企業競争を勝ち抜くために、ブランドを基軸にその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」であり、この基本項目を強化・進化させ、顧客に対して高いブランド価値にもとづいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が、当社グループの企業価値ならびに株主価値を最大化することにつながると考えています。

また、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレートガバナンス体制を強化し、経営効率の向上、および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んできました。2005年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっています。また従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としています。

以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

## (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月26日開催の第64回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続することについて決議しました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本プランは、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に対して事前に提出していただき、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を求めています。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに後述の「取締役会評価期間」を開始するものとします。(但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示します。また、情報提供完了通知を行った後、または情報提供期間終了後、その翌日を開始日として、提供を受けた情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定し、開示します。また、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に

株主の皆様へ開示します。

独立委員会は、当社取締役会から受領した情報をもとに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の意思を確認すべき旨を勧告された場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択して実施し、その決定に従って当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守・承諾するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社取締役会が上記決議にもとづき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当を行うこととします。

本プランの有効期間は、平成26年5月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。ただし、本プランの有効期間満了前に、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

### 3. 具体的取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではありません。

#### (5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

平成23年10月7日開催の取締役会において、現在の本社所在地（東京都中央区日本橋）に新社屋を建設することを決議しました。なお、建替えに係る投資総額等の具体的な内容は現時点では未確定です。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	172,921,669	172,921,669	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で す。なお、単元株式数は、 1,000株です。
計	172,921,669	172,921,669	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は会社法に基づき新株予約権を発行しています。

①平成18年第1回新株予約権(平成18年5月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数	395個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	39,500株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成48年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	1,541円 771円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成47年7月1日から平成48年6月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

②平成19年第2回新株予約権(平成19年5月24日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	280個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日～平成49年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,284円 資本組入額 642円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成48年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成48年7月21日から平成49年7月20日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成20年第3回新株予約権(平成20年5月29日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	688個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 944円 資本組入額 472円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成49年6月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年6月21日から平成50年6月20日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成20年第4回新株予約権(平成20年5月29日開催の取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数	652個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	65,200株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年2月28日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	905円 453円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成49年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年3月1日から平成50年2月28日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

⑤平成21年第5回新株予約権(平成21年2月19日開催の取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数	2,261個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	226,100株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成21年3月19日～平成51年2月28日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	362円 181円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成50年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成50年3月1日から平成51年2月28日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

⑥平成21年第6回新株予約権(平成21年5月28日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,550個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	155,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月20日～平成51年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 432円 資本組入額 216円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成50年6月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成50年6月20日から平成51年6月19日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦平成22年第7回新株予約権(平成22年2月18日開催の取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数	1,917個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	191,700株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成22年3月20日～平成52年2月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 資本組入額	475円 238円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社子会社の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成51年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成51年3月1日から平成52年2月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

⑧平成22年第8回新株予約権(平成22年5月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,131個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	113,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月19日～平成52年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 613円 資本組入額 307円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成51年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成51年6月19日から平成52年6月18日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑨平成23年第9回新株予約権（平成23年2月18日開催の取締役会の決議に基づく）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,936個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	193,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年3月19日～平成53年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 444円 資本組入額 222円
新株予約権行使の条件	<p>①当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>②前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成52年2月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成52年3月1日から平成53年2月28日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日）とする。</p> <p>③新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権（ストック・オプション）割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑩平成23年第10回新株予約権(平成23年5月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数	1,448個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	144,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月21日～平成53年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 510円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ア)新株予約権者が、平成52年6月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成52年6月21日から平成53年6月20日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までとする。</p> <p>(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日)とする。</p> <p>③ 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権(ストック・オプション)割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	—	172,921,669	—	30,079	—	51,550

## (6) 【大株主の状況】

平成23年11月30日現在の株主名簿により、平成23年8月31日時点に大株主であったノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアントは上位10名の大株主でなくなり、以下のオンワードホールディングス取引先持株会が上位10名の大株主となったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
オンワードホールディングス取引先持株会	東京都中央区日本橋三丁目10-5	2,916	1.68

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,197,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,051,000	156,051	—
単元未満株式	普通株式 673,669	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	172,921,669	—	—
総株主の議決権	—	156,051	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式532株が含まれています。

## ② 【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区日本橋 三丁目10番5号	16,197,000	—	16,197,000	9.36
計	—	16,197,000	—	16,197,000	9.36

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	748	638	624	677	695	670	630	670	582
最低(円)	522	582	571	589	648	577	587	546	528

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	廣内 武	平成23年9月1日
取締役副会長	代表取締役社長	水野 健太郎	平成23年9月1日
取締役副社長	代表取締役副社長	馬場 和哉	平成23年9月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	26,359	30,939
受取手形及び売掛金	34,842	25,399
商品及び製品	32,200	25,738
仕掛品	797	1,254
原材料及び貯蔵品	4,122	3,364
その他	10,744	9,572
貸倒引当金	△669	△723
流動資産合計	108,397	95,544
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 25,108	※1 25,531
土地	49,415	53,100
その他（純額）	※1 9,071	※1 7,991
有形固定資産合計	83,595	86,622
無形固定資産		
のれん	41,791	43,731
その他	2,798	3,013
無形固定資産合計	44,589	46,745
投資その他の資産		
投資有価証券	31,441	34,592
その他	19,670	20,491
貸倒引当金	△2,613	△2,354
投資その他の資産合計	48,497	52,729
固定資産合計	176,682	186,097
資産合計	285,079	281,642

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,754	32,703
短期借入金	30,764	30,887
未払法人税等	6,168	4,533
賞与引当金	3,603	1,568
役員賞与引当金	181	299
返品調整引当金	772	869
ポイント引当金	195	163
建替関連損失引当金	1,320	—
その他	12,157	11,650
流動負債合計	92,917	82,677
固定負債		
長期借入金	20,514	22,298
退職給付引当金	4,149	3,468
役員退職慰労引当金	136	119
その他	12,721	14,334
固定負債合計	37,522	40,220
負債合計	130,440	122,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,079	30,079
資本剰余金	50,043	50,043
利益剰余金	120,390	117,776
自己株式	△23,380	△23,445
株主資本合計	177,132	174,453
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7,131	△2,837
繰延ヘッジ損益	△126	△5
土地再評価差額金	△13,064	△11,003
為替換算調整勘定	△3,446	△3,557
評価・換算差額等合計	△23,768	△17,405
新株予約権	630	532
少数株主持分	645	1,163
純資産合計	154,639	158,744
負債純資産合計	285,079	281,642

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	183,095	182,484
売上原価	94,277	92,803
売上総利益	88,817	89,680
販売費及び一般管理費	※1 80,117	※1 78,310
営業利益	8,699	11,370
営業外収益		
受取利息	85	88
受取配当金	280	284
受取ロイヤリティー	569	571
受取地代家賃	761	447
その他	1,345	965
営業外収益合計	3,041	2,358
営業外費用		
支払利息	608	499
売場什器等除却損	138	116
為替差損	492	588
デリバティブ評価損	131	4
その他	315	321
営業外費用合計	1,686	1,531
経常利益	10,054	12,197
特別利益		
固定資産売却益	—	1,049
貸倒引当金戻入額	424	—
その他	107	—
特別利益合計	532	1,049
特別損失		
投資有価証券評価損	44	58
減損損失	179	84
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,086
建替関連損失	—	※3 1,320
その他	76	315
特別損失合計	300	2,864
税金等調整前四半期純利益	10,286	10,381
法人税等	※2 5,532	※2 5,952
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,429
少数株主利益	66	71
四半期純利益	4,687	4,358

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	66,677	68,790
売上原価	32,368	32,642
売上総利益	34,308	36,148
販売費及び一般管理費	※1 27,312	※1 26,397
営業利益	6,995	9,751
営業外収益		
受取利息	29	33
受取配当金	25	47
受取ロイヤリティー	157	182
受取地代家賃	213	140
その他	239	266
営業外収益合計	665	670
営業外費用		
支払利息	187	161
売場什器等除却損	5	42
持分法による投資損失	96	24
為替差損	—	380
その他	92	106
営業外費用合計	382	715
経常利益	7,278	9,705
特別利益		
固定資産売却益	—	1
その他	3	—
特別利益合計	3	1
特別損失		
投資有価証券評価損	0	8
減損損失	50	39
特別退職金	23	—
建替関連損失	—	※3 1,320
その他	23	177
特別損失合計	97	1,545
税金等調整前四半期純利益	7,184	8,161
法人税等	※2 3,598	※2 3,846
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,314
少数株主利益	67	33
四半期純利益	3,518	4,281

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	10,286	10,381
減価償却費	4,084	4,093
減損損失	179	84
のれん償却額	2,720	2,746
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△470	207
退職給付引当金の増減額(△は減少)	466	684
受取利息及び受取配当金	△365	△373
支払利息	608	499
売上債権の増減額(△は増加)	△9,266	△9,579
たな卸資産の増減額(△は増加)	△4,774	△6,883
仕入債務の増減額(△は減少)	1,623	5,074
その他	304	94
小計	5,398	7,030
利息及び配当金の受取額	474	530
利息の支払額	△565	△514
法人税等の支払額	△4,675	△5,684
法人税等の還付額	1,067	1,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,699	2,531
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△237	△1,016
定期預金の払戻による収入	1,367	2,242
有形固定資産の取得による支出	△2,046	△2,958
投資有価証券の取得による支出	△1,818	△1,116
投資有価証券の売却による収入	14	0
長期前払費用の取得による支出	△489	△440
連結子会社株式の追加取得による支出	—	△1,396
その他	△514	4,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,724	△174
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△997	545
長期借入れによる収入	2,080	—
長期借入金の返済による支出	△2,407	△1,898
自己株式の取得による支出	△6	△1
配当金の支払額	△3,759	△3,760
その他	△381	△473
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,472	△5,589
現金及び現金同等物に係る換算差額	△872	△140
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△8,369	△3,373
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	—
現金及び現金同等物の期首残高	32,678	28,634
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 24,310	※ 25,260

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結範囲の変更 当第3四半期連結会計期間において、オンワードカシヤマベトナムLTD.、上海恩雅服飾有限公司、グレースコンチネンタル코리아CO.,LTD.を設立して連結の範囲に加えています。 (2)変更後の連結会社数 連結子会社 67社
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、営業利益は1百万円増加し、経常利益は3百万円、税金等調整前四半期純利益は1,089百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,681百万円です。 (2)「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しています。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。  前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しました。 なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」の金額は98百万円です。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。  前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しました。 なお、前第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」の金額は1百万円です。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
重要性が乏しいため、記載を省略しています。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
(建替関連損失引当金) 当社は平成23年10月7日開催の取締役会において、現在の本社所在地（東京都中央区日本橋）に、新社屋を建設することを決議しました。 この決議に基づく本社ビルの建替に伴い発生する損失の見積額を、建替関連損失引当金として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額  <div style="text-align: right;">70,481 百万円</div>	※1 有形固定資産の減価償却累計額  <div style="text-align: right;">68,585百万円</div>
2 偶発債務 関係会社の銀行借入金に対する保証債務額 関係会社 オルロージュサンプノアS. A. S. 10百万円 株式会社J. ディレクション 1百万円 計 11百万円	2 偶発債務 関係会社の銀行借入金に対する保証債務額 関係会社 オルロージュサンプノアS. A. S. 14百万円 株式会社J. ディレクション 8百万円 計 23百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)																												
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">4,160 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料</td><td style="text-align: right;">34,815 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,107 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">1,860 百万円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">4,345 百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">9,782 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">3,617 百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	4,160 百万円	報酬・給料	34,815 百万円	賞与引当金繰入額	3,107 百万円	退職給付費用	1,860 百万円	福利厚生費	4,345 百万円	賃借料	9,782 百万円	減価償却費	3,617 百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">3,875 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料</td><td style="text-align: right;">33,568 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">2,796 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">1,825 百万円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">4,698 百万円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">9,708 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">3,594 百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	3,875 百万円	報酬・給料	33,568 百万円	賞与引当金繰入額	2,796 百万円	退職給付費用	1,825 百万円	福利厚生費	4,698 百万円	賃借料	9,708 百万円	減価償却費	3,594 百万円
広告宣伝費	4,160 百万円																												
報酬・給料	34,815 百万円																												
賞与引当金繰入額	3,107 百万円																												
退職給付費用	1,860 百万円																												
福利厚生費	4,345 百万円																												
賃借料	9,782 百万円																												
減価償却費	3,617 百万円																												
広告宣伝費	3,875 百万円																												
報酬・給料	33,568 百万円																												
賞与引当金繰入額	2,796 百万円																												
退職給付費用	1,825 百万円																												
福利厚生費	4,698 百万円																												
賃借料	9,708 百万円																												
減価償却費	3,594 百万円																												
※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。	※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。  ※3 建替関連損失 当社の本社ビル建替に伴う費用です。																												

### 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 広告宣伝費 1,635 百万円 報酬・給料 11,003 百万円 賞与引当金繰入額 1,652 百万円 退職給付費用 613 百万円 福利厚生費 1,495 百万円 賃借料 3,274 百万円 減価償却費 1,224 百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 広告宣伝費 1,477 百万円 報酬・給料 10,728 百万円 賞与引当金繰入額 1,374 百万円 退職給付費用 602 百万円 福利厚生費 1,533 百万円 賃借料 3,192 百万円 減価償却費 1,219 百万円
※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。	※2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。 ※3 建替関連損失 当社の本社ビル建替に伴う費用です。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在) 現金及び預金 26,821百万円 預入期間が3か月超の定期預金 $\Delta$ 2,511百万円 現金及び現金同等物 24,310百万円	※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在) 現金及び預金 26,359百万円 預入期間が3か月超の定期預金 $\Delta$ 1,099百万円 現金及び現金同等物 25,260百万円

#### (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)および当第3四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)

##### 1. 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	172,921,669

##### 2. 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	16,197,532

##### 3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等 ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	—	630
合計		—	630

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	3,760	24.00	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

#### 5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	アパレル 関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	62,999	3,678	66,677	—	66,677
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	1,822	1,829	(1,829)	—
計	63,006	5,501	68,507	(1,829)	66,677
営業利益又は営業損失(△)	7,092	△66	7,025	△29	6,995

(注) 事業区分については、当社の事業目的により、アパレル関連事業とその他の事業に区分しています。  
アパレル関連事業…………… 紳士服、婦人服等の製造販売  
その他の事業…………… 物流関連事業、スポーツ施設の経営、リゾート施設の経営等

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	アパレル 関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	171,971	11,123	183,095	—	183,095
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	5,422	5,434	(5,434)	—
計	171,983	16,546	188,529	(5,434)	183,095
営業利益	8,709	5	8,714	△15	8,699

(注) 事業区分については、当社の事業目的により、アパレル関連事業とその他の事業に区分しています。  
アパレル関連事業…………… 紳士服、婦人服等の製造販売  
その他の事業…………… 物流関連事業、スポーツ施設の経営、リゾート施設の経営等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	56,565	8,367	1,744	66,677	—	66,677
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	665	143	60	869	(869)	—
計	57,230	8,510	1,804	67,546	(869)	66,677
営業利益	6,801	99	78	6,979	16	6,995

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国・シンガポール

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	154,890	22,486	5,717	183,095	—	183,095
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,487	288	162	1,938	(1,938)	—
計	156,378	22,775	5,880	185,034	(1,938)	183,095
営業利益又は営業損失(△)	10,429	△1,995	154	8,589	110	8,699

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国・シンガポール

## 【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	5,303	4,166	9,470
II 連結売上高(百万円)	—	—	66,677
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.0	6.2	14.2

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国・シンガポール

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	欧州	その他	計
I 海外売上高(百万円)	14,487	11,853	26,340
II 連結売上高(百万円)	—	—	183,095
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.9	6.5	14.4

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する国または地域は以下のとおりです。

欧州…… イギリス・イタリア・フランス・ドイツ

その他… アメリカ・中国・韓国・シンガポール

## 【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、国内および海外において、アパレル関連事業(紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売)を主な事業内容とし、さらにサービス関連事業およびリゾート関連事業を行っています。

アパレル関連事業を地域別に「日本」、「欧州」、「アジア・北米」と3区分し、「その他の事業」を加えて報告セグメントとしています。

「アパレル関連事業(日本)」は日本において、「アパレル関連事業(欧州)」は欧州において、「アパレル関連事業(アジア・北米)」はアジア、北米においてのアパレル関連事業となります。「その他の事業」は物流関連事業、スポーツ施設の経営およびリゾート施設の経営等を行っています。

## 2 報告セグメントごとの売上高および利益の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				その他の事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	(日本)	(欧州)	(アジア ・北米)	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	142,188	24,856	4,210	171,255	11,228	182,484	—	182,484
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,496	263	145	1,906	5,212	7,118	△7,118	—
計	143,684	25,120	4,356	173,161	16,440	189,602	△7,118	182,484
セグメント利益	12,782	659	210	13,653	268	13,921	△2,551	11,370

(注) 1 セグメント利益の調整額△2,551百万円には、のれんの償却額△2,746百万円およびセグメント間取引消去2,840百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,645百万円が含まれています。全社費用は主にセグメントに帰属しない一般管理費です。

(注) 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

(単位：百万円)

	アパレル関連事業				その他の事業	計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	(日本)	(欧州)	(アジア ・北米)	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	54,735	8,946	1,249	64,931	3,859	68,790	—	68,790
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	700	121	66	888	2,103	2,992	△2,992	—
計	55,436	9,067	1,315	65,819	5,963	71,783	△2,992	68,790
セグメント利益	9,171	1,158	147	10,477	160	10,638	△887	9,751

(注) 1 セグメント利益の調整額△887百万円には、のれんの償却額△918百万円およびセグメント間取引消去939百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△908百万円が含まれています。全社費用は主にセグメントに帰属しない一般管理費です。

(注) 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

## 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間における、重要な発生および変動はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当四半期連結会計期間末の契約額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)  
四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
978.56円	1,002.34円

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 29.92円	1株当たり四半期純利益金額 27.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 29.75円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 27.60円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	4,687	4,358
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,687	4,358
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,679	156,707
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株) ストックオプション	902	1,170
普通株式増加数(千株)	902	1,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

### 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	22.45円	1株当たり四半期純利益金額	27.32円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	22.32円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27.10円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	3,518	4,281
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,518	4,281
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	156,685	156,721
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株) ストックオプション	953	1,242
普通株式増加数(株)	953	1,242
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を行っていますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月14日

株式会社オンワードホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 本 堅 司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 勝 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンワードホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月13日

株式会社オンワードホールディングス  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 本 堅 司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柄 澤 一 恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンワードホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年1月13日

**【会社名】** 株式会社オンワードホールディングス

**【英訳名】** ONWARD HOLDINGS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 廣内 武

**【最高財務責任者の役職氏名】** —

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 廣内 武は、当社の第65期第3四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。